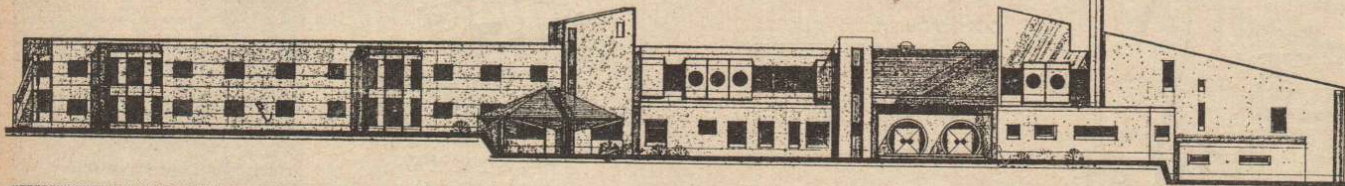


「少年自然の家」 整地工事終わる

県立の「少年自然の家」が本市に建設されることに決ったことについては、6月号でお伝えしておりますが、このほど、建設地の長根山山頂の整地工事も終わり、8月中には建物の建築工事に着手できる見込みになりました。この少年自然の家は、県内では初めて大館市に建設されるもので、建設費(2億円)は県と国費でまかなわれることになっており、48年度中には完成する見込みです。

建設地のめぐまれた環境と市街展望の良さは抜群で、少年自然の家、その名にふさわしいものがあり、少年たちの研修の場「少年自然の家」の完成が注目されているところです。

＜少年自然の家完成予想図＞



＜建設地から見た市街展望＞



大館・津

大館・津軽ルートを實現しよう

税金は期限内に完納しましょう 一納期前の納付者に報奨金＝

市県民税と固定資産税を納期前に納付しますと、報奨金がでます。

1期、または2期分を併せて納期未到来分を納付した場合に報奨金が交付されますので、前納している方は、領収書と印鑑を持参のうえ、収納課までおいでください。なお、参考までに各税の納期限を掲載しましたので、市税は期限内にお納めくださるよう、ご協力をお願いします。

納期	税目
4月	固定資産税(1期)
6月	市県民税(1期)
7月	固定資産税(2期)
	国民健康保険税(1期)
8月	市県民税(2期)
9月	国民健康保険税(2期)
10月	市県民税(3期)
11月	国民健康保険税(3期)
12月	固定資産税(3期)
1月	市県民税(4期)
	国民健康保険税(4期)
2月	固定資産税(4期)
軽自動車税……全期	

国保運営委員に 15氏を任命

国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議する国民健康保険運営協議会の委員に、6月21日付でつぎの方々を任命されました。(任期は2年)

被保険者代表

小田 春二氏 (釈迦内・再任)
佐藤 孝三氏 (川口・新任)
佐藤 稔氏 (小待・再任)
芳賀 忠行氏 (比内前田・再任)
山内 福蔵氏 (粕田・再任)

保険医代表

佐藤 民二郎氏 (佐藤医院・再任)
石田 豊三氏 (石田医院・再任)
幸坂 十四男氏 (幸坂耳鼻科・新任)
伊藤 孝次郎氏 (伊藤歯科・再任)

薬剤師代表

布袋 屋裕造氏 (ホテヤ薬局・再任)

公益代表

安部 格氏 (秋銀大館支店長・再任)
佐藤 一男氏 (市議会議員・再任)
成田 利一氏 (市議会議員・再任)
島山 勝蔵氏 (市議会議員・再任)
湯瀬 勝衛氏 (市議会議員・再任)

道路は

広く・美しく・正しく
使いましょう

道路敷を使うときは許可が必要です
市道は 市役所へ
県道・国道103号線は 北秋田土木事務所へ
国道7号線は、 建設省能代工事事務所へ

良くなる国民年金

国民年金審議会が検討していた国民年金の改正についての意見書が、厚生省で全面的にとり入れられ、厚生省案として今回の国会に提出されています。提出された厚生省案はつぎのとおりです。

金額はすべて年額()内は現行額。

●年金額の引き上げ

10年年金 15万円(6万円)
5年年金 9万6,000円(3万円)
25年加入の老令年金 夫……30万円(15万円)
妻……19万2,000円(9万6,000円)

●拠出年金(事故)

障害年金1級 27万6,000円
(13万2,000円)

障害年金2級 22万800円
(10万5,600円)

母子・準母子年金 21万6,000円
(10万800円)

遺児年金 21万6,000円
(10万800円)

●保険料の改定

現在月550円の金額を49年1月から引き上げになる見込みです。
49年1月から……900円
50年1月から……1,000円
51年1月から……1,100円
52年1月から……1,200円
53年1月から……1,300円

土地の売買 地上権の設定

には届け出を～

今年の6月1日から、秋田県土地対策要綱が施行されました。これは、土地の計画的な利用と地域の秩序ある発展を図るために定められたもので、一定の面積以上の土地の売買等には届け出が必要になりました。

以下はそのあらましですが、土地の計画的利用を図るうえからも、市民の皆さんのご協力をお願いします。

●届け出が必要な場合

土地の売買と地上権、地役権、賃借権、探石権を設定する場合

①都市計画法に規定する市街化区域内の土地では2,000㎡(605坪)以上。

②市街化区域外の都市計画区域(本市の場合)では、5,000㎡(1,512坪)以上。

③、①、②以外の土地では10,000㎡(3,025坪)以上。

●届け出の事項

- ◆当事者の住所、氏名(名称)
- ◆土地の所在地、地目および面積
- ◆権利の種類および売買予定価格
- ◆土地の利用目的

●契約締結の中止または勧告を受ける場合

◆土地の売買等の予定価格が近傍類地の取引価格等に照らし、著しく適正を欠くとき。

◆土地の利用目的が県および市で行なう事業の遂行に著しく支障があるとき。

◆土地の利用目的が道路、水道の諸施設の整備の予定地、周辺の自然環境の保全、文化財の保護などの上で明らかに不適当であるとき。

●届け出は3週間前に(企画室へ)

届け出は、土地売買契約締結の3週間前まで県知事に届け出すことになっています。(市役所経由)
なお届け出の用紙は企画室(2階)にあります。

「戦没者遺族」の皆さんへ

特別弔慰金を請求してください

昭和40年4月1日から、戦没者の遺族の方々に特別弔慰金が支給されていますが、本市の場合、この支給に該当する方は約100人ほどいる見込みです。しかし、市内で弔慰金を受給している方はわずか20人にとどまっていますので、該当する方は、早めに福祉事務所においてくださるよう、お願いします。

◆該当者

①昭和12年7月7日以後、公務傷病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後に死亡した軍人、軍属の遺族であること。

②昭和27年4月以後、弔慰金(5万円の国債)を受けた遺族であること
③公務扶助料、遺族年金等を受給していた遺族が、昭和40年4月から、昭和47年4月1日までの間に死亡し、現在、遺族の中に前記の受給者がいないもの。

◆請求の順位

①配偶者(遺族内再婚の妻) ②子
③父母 ④孫 ⑤祖父母(父方、母方の両親) ⑥兄弟、姉妹 ⑦三親等以内の血族、姻族。

◆時効について

この法律は改正法であり、昭和47年4月1日から適用されているが、これから3年間(昭和50年3月)に請求しないときは、時効となり権利が消滅します

<注>

援護法が復活した昭和27年4月から昭和40年4月1日までの間に、受給遺族が死亡した場合、これと同様の方法ですぐに受給していますが、このとき、権利者でありながら請求しなかった人は権利が消滅してしまいます。

◆請求先——福祉事務所福祉係

請求の手続など、くわしいことは福祉係へおたずねください。